



- ④乗務員台帳の作成、備付け義務違反（記載事項の不備）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項）
- ⑤運転者に対する指導監督及び記録の作成・保存義務違反  
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当：泉、宮崎

TEL：022-791-7532